

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和四年四月十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第二十号

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第二十号）の施行の日（以下「令和四年改正法施行日」という。）から令和四年六月の期末手当の支給期日までの間に最初に受ける期末手当の額の算定については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第十七号）附則第二条第一項第一号イに係る部分に限る。）の規定の例による。この場合において、同条第一項中「期末手当の額に、同月一日（同日）とあるのは「期末手当及び同年十月十四日の衆議院の解散により国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第十一条の四の規定により支給された期末手当の額の合計額に、同年十二月一日（当該期末手当を支給された者のうち同月に期末手当を支給されなかった者にあつては、当該衆議院の解散の日）（同月一日）」と、同項第一号イ中「百二十七・五分の十五」とあるのは「百六十七・五分の十一」とする。

令和四年改正法施行日以後第十一条の四の規定により期末手当を受けた各議院の議長、副議長及び議員が、令和四年六月に第十一条の二第一項の規定による期末手当を受けることとなる場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「前項の規定による期末手当の額」とあるのは、「附則第二十項の規定により算定した期末手当の額」とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 岸田 文雄

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和四年四月十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第二十一号

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。附則に次の見出し及び二項を加える。

（令和四年六月に受ける期末手当等に関する特例措置）

23 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第二十一号）の施行の日（以下「令和四年改正法施行日」という。）から令和四年六月の期末手当の支給日までの間に最初に受ける期末手当の額の算定については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する

法律（令和四年法律第十七号）附則第二条（第一項第一号イに係る部分に限る。）の規定の例による。この場合において、同条第一項中「期末手当の額に、同月一日（同日）とあるのは「期末手当及び同年十月十四日の衆議院の解散により国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）第十四条第四項の規定により支給された期末手当の額の合計額に、同年十二月一日（当該期末手当を支給された者のうち同月に期末手当を支給されなかった者にあつては、当該衆議院の解散の日）（同月一日）」とする。

24 令和四年改正法施行日以後第十四条第四項の規定による期末手当を受けた者で、再び議員秘書となつたものが、令和四年六月に同条第一項の規定による期末手当を受けることとなる場合における同条第五項の規定の適用については、同項中「第二項の規定による期末手当の額」とあるのは、「附則第二十三項の規定により算定した期末手当の額」とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 岸田 文雄

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和四年四月十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第二十二号

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「既に」の下に「二回」を加え、「当該子の出生の日から国会職員が出生した場合における国会職員法第二十四条の二の規定による休暇の期間を考慮して両議院の議長が協議して定める期間内」、国会職員（当該期間内に当該休暇により勤務しなかつた国会職員を除く）が当該子について「最初の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 子の出生の日から国会職員が出生した場合における国会職員法第二十四条の二の規定による休暇の期間を考慮して両議院の議長が協議して定める期間内に、国会職員（当該期間内に当該休暇により勤務しない国会職員を除く）が当該子についてする育児休業（次号に掲げる育児休業を除く。）のうち最初のもの及び二回目もの

二 任期を定めて採用された国会職員がその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業（当該国会職員が、その任期を更新され、又はその任期の満了後引き続き本属長を同じくする職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、その更新前の任期の末日の翌日又はその採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。）

第七条第一項中「この条において」を「この項及び第三項において」に、「あつては」を「には」に改め、同項第一号中「任用の期間（以下この条及び第十九条において）及び」を「は」に改め、同条第三項中「あつては」を「には」に改める。

附則

この法律は、国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第十九号）の施行の日から施行する。

内閣総理大臣 岸田 文雄